

## Ⅲ－18 千早赤阪水道事業編

1	千早赤阪水道事業の概要	——	229
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	231
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	232

1. 千早赤阪水道事業の概要

千早赤阪水道事業では、黒梅川を水源とする千早浄水場及び岩井谷川を水源とする岩井谷浄水場で浄水処理した水道水と、水道用水供給事業から受水した水道水を給水しています。

(1) 給水状況

表 1 給水状況（令和 6 年度）

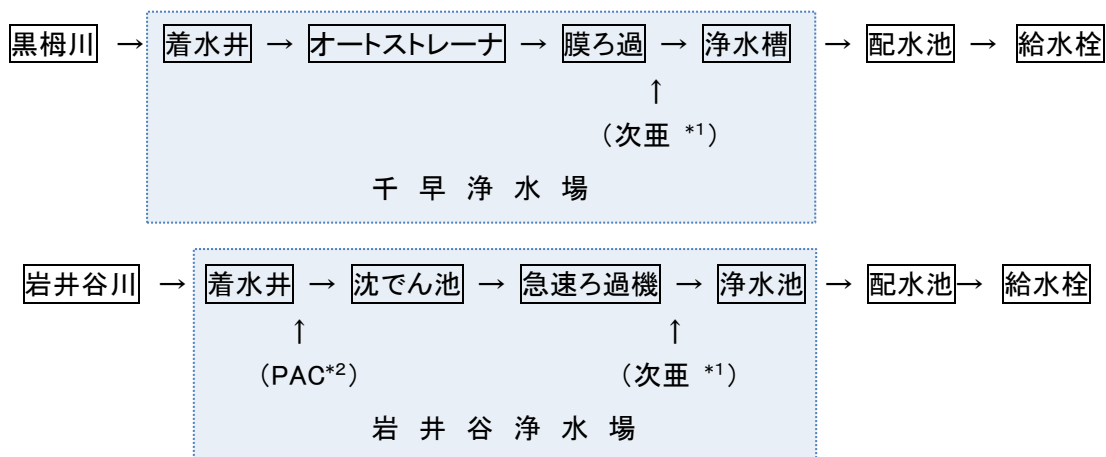
給 水 人 口	4,588 人（令和 7 年 3 月末現在）
普 及 率	99.5 %
給 水 戸 数	2,334 戸（令和 7 年 3 月末現在）
年 間 給 水 量	699,815 m <sup>3</sup>
一 日 最 大 給 水 量	2,237 m <sup>3</sup> （令和 6 年 12 月 31 日）
一 日 平 均 給 水 量	1,835 m <sup>3</sup>
一 人 一 日 平 均 給 水 量	400 L

(2) 主な施設の概要

1) 浄水場

表 2 浄水場の概要

名称	千早浄水場	岩井谷浄水場
水源区分	黒梅川（表流水）	岩井谷川（表流水、伏流水）
浄水処理方法	UF 膜ろ過	凝集沈澱＋急速ろ過
処理能力	320 m <sup>3</sup> /日	1,720 m <sup>3</sup> /日



\*1 次亜塩素酸ナトリウム (消毒剤)、\*2 ポリ塩化アルミニウム (凝集剤)

図 1 各浄水場の処理フロー

2) 受水場

表 3 受水場の概要

名 称	川野辺受水場	甘南備受水場
池容量	500 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>

(3) 給水区域図及び送配水系統図

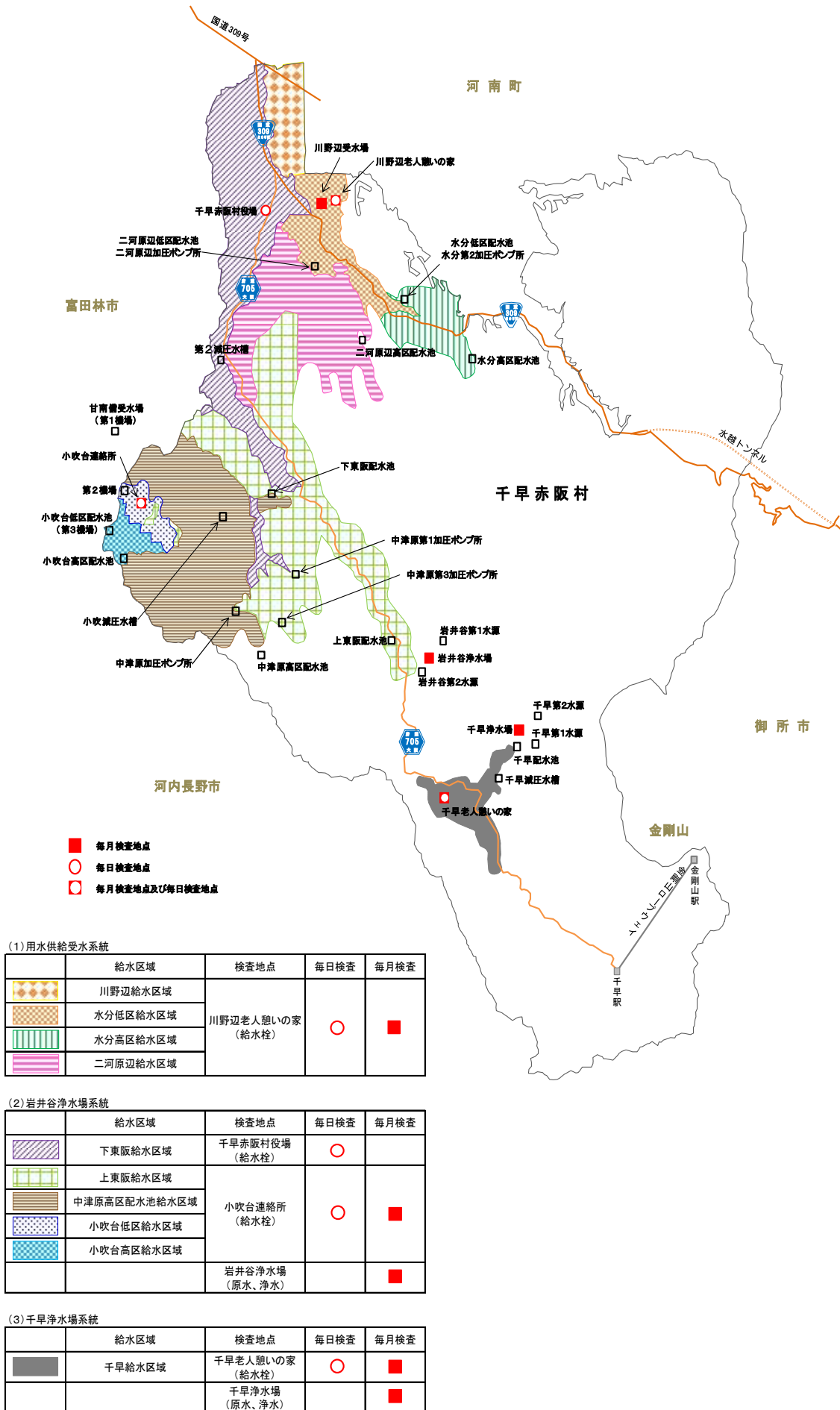


図2 給水区域図

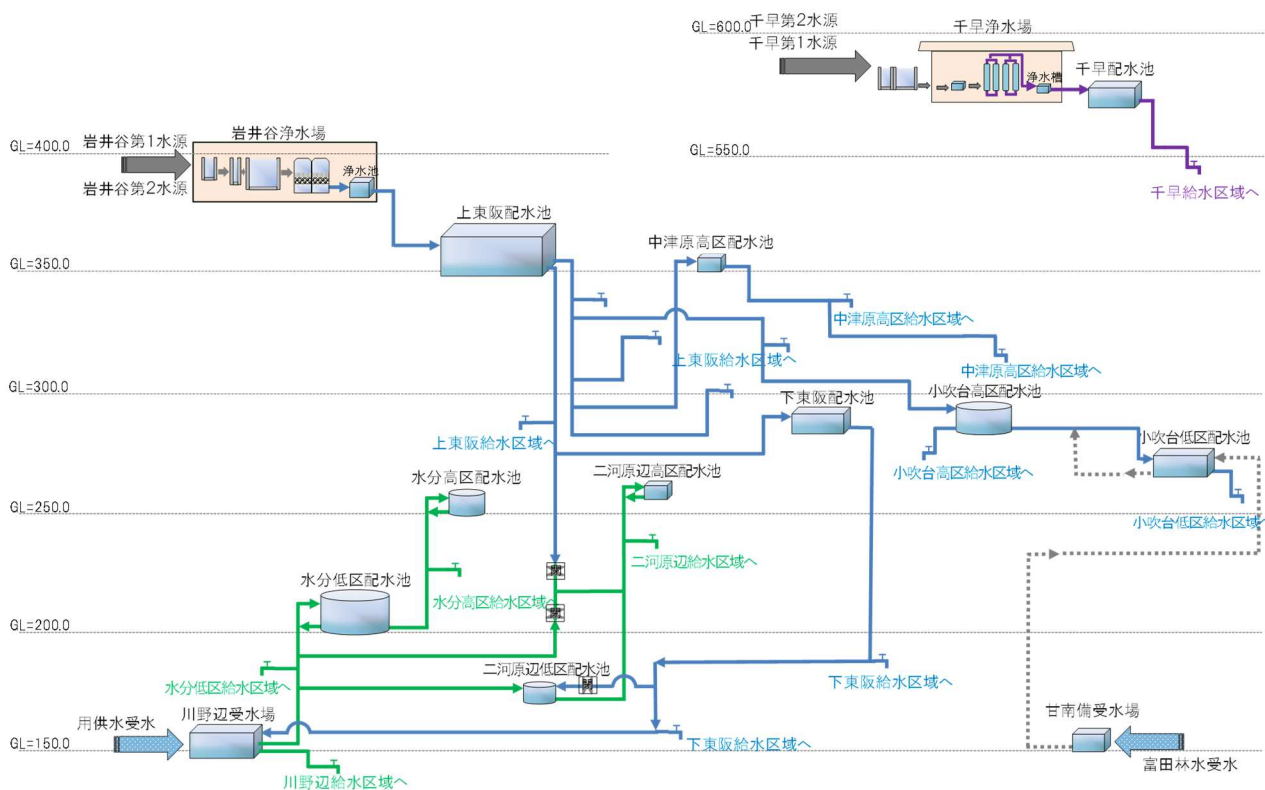


図3 送配水系統図

## 2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

### (1) 水道用水供給事業からの受水の水質状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。

### (2) 原水の水質状況

浄水場の原水は金剛山系の河川の最上流部で取水しているため、汚染源となる工場や下水処理場などの施設は周辺には存在せず、降雨時の一時的な濁りを除けば原水水質は比較的良好です。水源域の主な植生はスギ、ヒノキであり、落ち葉等が腐敗してできるフミン酸やフルボ酸などの有機物が原水中に存在します。また、水源一帯にはイノシシ等の野生動物の生息が確認されていることや、登山者が入山するエリアであるため、耐塩素性病原生物のクリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌や嫌気性芽胞菌がこれまでに検出されています。

### (3) 水道水の水質状況

水道水の水質は、すべての水道水質基準項目について水質基準を満足しています。自己水系の給水栓では、水温が上昇する5月から10月頃にかけてハロ酢酸類等の消毒副生成物\*1の濃度が上昇する傾向があります。また、岩井谷浄水場系では、浄水中のアルミニウム濃度が5月から10月にかけて上昇する傾向があります。そのため、本検査計画では、消毒副生成物及びアルミニウムについては検査頻度を増やして監視強化を行います。(表5-2)

\*1：消毒用の塩素と有機物が反応して生成される副生成物。

また、千早浄水場系の給水栓においては、水質管理目標設定項目である従属栄養細菌の動向に留意する必要があるため、検出されやすい5～10月は水質監視を強化します。

### 3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

#### (1) 水質検査地点

##### 1) 毎日検査

毎日検査における検査地点は図2を参照してください。

##### 2) 定期検査

表4 定期検査での水質検査地点

		検査地点		
		自己水系		用水供給受水
		千早浄水場系	岩井谷浄水場系	
原水		千早浄水場原水	岩井谷浄水場原水	—
水道水	浄水場出口又は受水地点(分岐)	千早浄水場出口	岩井谷浄水場出口	川野辺分岐
	給水栓	千早老人憩いの家	小吹台連絡所	川野辺老人憩いの家

#### (2) 水質検査項目及び検査頻度

##### 1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果の確認の検査を1日1回以上行います。

##### 2) 定期検査

各水質検査地点の水質検査項目及び検査頻度の詳細については、表5-1～表5-3及び表6～表8を参照してください。

受水する水道水については、原水と位置づけて水道水質基準項目の検査を少なくとも年1回実施することとされており、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、川野辺老人憩いの家については、川野辺分岐の結果を活用します。

表5-1 水質基準項目及び検査頻度（水道水：千早浄水場系）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知に基づく 検査頻度	過去3年間の最高値 <sup>1</sup>		検査頻度（回/年）	
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓
				千早浄水場 出口	千早老人 憩いの家	千早浄水場 出口 <sup>*2</sup>	千早老人 憩いの家
基01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	—	2 <sup>*3</sup>
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	<0.002	—	2 <sup>*3</sup>
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	<0.004	2	— <sup>*3+4</sup>
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	<0.001	—	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	1.0	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.08	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		<0.1	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン 酸）（PFOS）及びペルフルオロ オクタン酸（PFOA）	0.00005 以下		<0.000005	—	4	— <sup>*4</sup>
基21	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基22	塩素酸	0.6 以下		—	0.16	—	4
基23	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	—	4
基24	クロロホルム	0.06 以下		—	0.034	—	4
基25	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.008	—	4
基26	ジブromokロロメタン	0.1 以下	—	<0.01	—	4	
基27	臭素酸	0.01 以下	—	<0.001	—	4	
基28	総トリハロメタン	0.1 以下	—	0.04	—	4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	—	0.018	—	8 <sup>*5</sup>	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	—	0.005	—	4	
基31	ブロモホルム	0.09 以下	—	<0.009	—	4	
基32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	—	<0.008	—	4	
基33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	—	<0.1	—	2 <sup>*3</sup>	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	—	<0.02	—	2 <sup>*3</sup>	
基35	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12
基36	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	2 <sup>*3</sup>
基37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	—	5.6	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12
基39	塩化物イオン	200 以下	—	—	4.4	—	12
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	—	53.5	51.0	4	1 <sup>*4</sup>
基41	蒸発残留物	500 以下	年 4 回	89	100	4	1 <sup>*4</sup>
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	—	<0.02	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基43	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	—	<0.000001	—	1 <sup>*6</sup>
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	—	—	<0.000001	—	1 <sup>*6</sup>
基45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	—	4	— <sup>*4</sup>
基46	フェノール類	0.005 以下	—	<0.0005	—	2	— <sup>*3+4</sup>
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	年 12 回	—	0.9	—	12
基48	pH値	5.8～8.6		—	7.8～8.1	—	12
基49	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基50	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基51	色度	5 度以下		—	0.8	—	12
基52	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12

表5-2 水質基準項目及び検査頻度（水道水：岩井谷浄水場系）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知に基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1		検査頻度(回/年)		
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓	
				岩井谷浄水場 出口	小吹台 連絡所	岩井谷浄水場 出口*2	小吹台 連絡所	
基01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	2	—*3*4	
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	2	—*3*4	
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	—*3*4	
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	2	2*3	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	—*3*4	
基08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	<0.002	—	2*3	
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	—	2	—*3*4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	<0.001	—	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		年 12 回	—	1.39	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		年 4 回	0.11	—	4	—*4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	<0.1		—	2	—*3*4	
基14	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002		—	2	—*3*4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005		—	2	—*3*4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004		—	2	—*3*4	
基17	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002		—	2	—*3*4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		—	2	—*3*4	
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001		—	2	—*3*4	
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)及びペルフルオロ オクタン酸(PFOA)	0.00005 以下	<0.000005		—	4	—*4	
基21	ベンゼン	0.01 以下	<0.001		—	2	—*3*4	
基22	塩素酸	0.6 以下	—		0.11	—	4	
基23	クロロ酢酸	0.02 以下	—		<0.002	—	4	
基24	クロロホルム	0.06 以下	—		0.022	—	4	
基25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	—		0.008	—	4	
基26	ジブromクロロメタン	0.1 以下	—		<0.01	—	4	
基27	臭素酸	0.01 以下	—	<0.001	—	4		
基28	総トリハロメタン	0.1 以下	—	0.03	—	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	—	0.013	—	8*5		
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	—	0.005	—	4		
基31	ブロモホルム	0.09 以下	—	<0.009	—	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	—	<0.008	—	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	—	<0.1	—	2*3		
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	—	0.09	6*5	4		
基35	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12	
基36	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	2*3	
基37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	—	6.9	—	2	—*3*4	
基38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12	
基39	塩化物イオン	200 以下	—	—	15.4	—	12	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	—	66.6	56.2	4	1*4	
基41	蒸発残留物	500 以下	年 4 回	104	92	4	1*4	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	—	<0.02	—	2	—*3*4	
基43	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	—	<0.000001	—	1*6	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	1*6	
基45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	—	4	—*4	
基46	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	—	2	—*3*4	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下		—	0.8	—	12	
基48	pH値	5.8~8.6	年 12 回	—	7.4~7.8	—	12	
基49	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基50	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基51	色度	5 度以下		—	<0.5	—	12	
基52	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12	

表5-3 水質基準項目及び検査頻度（水道用水供給受水系：川野辺受水系）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知に基 づく 検査頻度	過去3年間の 最高値 <sup>1</sup>	過去3年間の最高値 <sup>1</sup>	検査頻度（回/年）		
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓	
				受水地点	川野辺老人憩いの家	受水地点	川野辺老人憩いの家	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	0	—	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	—	<0.0003	—	2 <sup>*3</sup>	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		—	<0.00005	—	2 <sup>*3</sup>	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	—	2 <sup>*3</sup>	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	—	2 <sup>*3</sup>	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	—	2 <sup>*3</sup>	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	<0.002	—	2 <sup>*3</sup>	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		—	<0.004	—	2 <sup>*3</sup>	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	<0.001	—	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	—	1.25	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	—	0.13	—	4
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	—		<0.1	—	2 <sup>*3</sup>	
基14	四塩化炭素	0.002以下	—		<0.0002	—	2 <sup>*3</sup>	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	—		<0.005	—	2 <sup>*3</sup>	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—		<0.004	—	2 <sup>*3</sup>	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	—		<0.002	—	2 <sup>*3</sup>	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	—	2	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	—	2 <sup>*3</sup>	
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005以下	年4回		—	—	(4)	— <sup>*4</sup>
基21	ベンゼン	0.01以下			—	<0.001	—	2 <sup>*3</sup>
基22	塩素酸	0.6以下		—	0.09	—	4	
基23	クロロ酢酸	0.02以下		—	<0.002	—	4	
基24	クロロホルム	0.06以下		—	0.016	—	4	
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下		—	0.004	—	4	
基26	ジプロモクロロメタン	0.1以下		—	<0.01	—	4	
基27	臭素酸	0.01以下		—	0.004	—	4	
基28	総トリハロメタン	0.1以下		—	0.03	—	4	
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下		—	0.003	—	4	
基30	プロモジクロロメタン	0.03以下	—	0.011	—	4		
基31	プロモホルム	0.09以下	—	<0.009	—	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	<0.008	—	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	年12回	—	<0.1	—	2 <sup>*3</sup>	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下		—	0.03	—	2 <sup>*3</sup>	
基35	鉄及びその化合物	0.3以下		—	<0.03	—	12	
基36	銅及びその化合物	1.0以下		—	<0.1	—	2 <sup>*3</sup>	
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下		年4回	—	18.6	—	2 <sup>*3</sup>
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下		年12回	—	<0.005	—	12
基39	塩化物イオン	200以下			—	20.4	—	12
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下		年4回	—	46.8	—	4
基41	蒸発残留物	500以下			—	105	—	4
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下			—	<0.02	—	2 <sup>*3</sup>
基43	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期 に 月1回	—	<0.000001	—	1 <sup>*6</sup>	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	<0.000001	—	1 <sup>*6</sup>	
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	—	<0.01	—	4	
基46	フェノール類	0.005以下		—	<0.0005	—	2 <sup>*3</sup>	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	年12回	—	0.9	—	12	
基48	pH値	5.8~8.6		—	7.3~7.7	—	12	
基49	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基50	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基51	色度	5度以下		—	<0.5	—	12	
基52	濁度	2度以下		—	<0.1	—	12	

表6 水質基準項目及び検査頻度（浄水場（原水及び浄水出口））

番号	項目	検査頻度（回/年）			
		千早浄水場原水	千早浄水場出口	岩井谷浄水場原水	岩井谷浄水場出口
基 01	一般細菌	12	12	12	12
基 02	大腸菌	12	12	12	12
基 03	カドミウム及びその化合物	4	2	4	2
基 04	水銀及びその化合物	4	2	4	2
基 05	セレン及びその化合物	4	2	4	2
基 06	鉛及びその化合物	4	2	4	2
基 07	ヒ素及びその化合物	4	2	4	2
基 08	六価クロム化合物	4	2	4	2
基 09	亜硝酸態窒素	12	2	12	2
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	2	4	2
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12
基 12	フッ素及びその化合物	4	2	4	4
基 13	ホウ素及びその化合物	4	2	4	2
基 14	四塩化炭素	4	2	4	2
基 15	1,4-ジオキサン	4	2	4	2
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	2	4	2
基 17	ジクロロメタン	4	2	4	2
基 18	テトラクロロエチレン	4	2	4	2
基 19	トリクロロエチレン	4	2	4	2
基 20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	4	4	4	4
基 21	ベンゼン	4	2	4	2
基 22	塩素酸	—	4	—	4
基 23	クロロ酢酸	—	4	—	4
基 24	クロロホルム	—	4	—	4
基 25	ジクロロ酢酸	—	4	—	4
基 26	ジブロモクロロメタン	—	4	—	4
基 27	臭素酸	—	4	—	4
基 28	総トリハロメタン	—	4	—	4
基 29	トリクロロ酢酸	—	4	—	4
基 30	ブロモジクロロメタン	—	4	—	4
基 31	ブロモホルム	—	4	—	4
基 32	ホルムアルデヒド	—	4	—	4
基 33	亜鉛及びその化合物	4	2	4	2
基 34	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	8*5
基 35	鉄及びその化合物	12	12	12	12
基 36	銅及びその化合物	4	2	4	2
基 37	ナトリウム及びその化合物	4	2	4	2
基 38	マンガン及びその化合物	12	12	12	12
基 39	塩化物イオン	12	12	12	12
基 40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4	4	4	4
基 41	蒸発残留物	4	4	4	4
基 42	陰イオン界面活性剤	4	2	4	2
基 43	ジェオスミン	1	1*6	1	1*6
基 44	2-メチルイソボルネオール	1	1*6	1	1*6
基 45	非イオン界面活性剤	4	4	4	4
基 46	フェノール類	4	2	4	2
基 47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12	12	12
基 48	pH値	12	12	12	12
基 49	味	—	12	—	12
基 50	臭気	12	12	12	12
基 51	色度	12	12	12	12
基 52	濁度	12	12	12	12

- \*1 令和4年4月から令和7年3月までの3年間でのすべての結果の最高値を指します。ただし、pH値は最低値～最高値で表記しています。
- \*2 給水栓の代替としての頻度を表記しています。浄水場の出口としての検査頻度は、表6を参照してください。
- \*3 水道法では、過去3年間のすべての検査結果が基準値の10分の1以下の場合は検査頻度を年4回から3年に1回まで頻度減することが可能ですが、年間の水質変動の確認及び継続的な水質評価の観点から、年2回検査を行います。
- \*4 水道法により、送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から浄水場出口及び受水地点などの起点に遡って検査すること（地点代替）が可能です。そのため、給水栓での検査を自己水系統では浄水場出口、水道用水供給事業受水系統では川野辺分岐に代替して検査を行います。なお、代替地点に記載の括弧内の検査頻度は、水道用水供給事業で実施する検査回数を表記します。ただし、腐食性（目27）の算出に必要なカルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については給水栓において年1回検査を行います。  
\*4の地点代替のうち、水道用水供給事業水系統のペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）のみ、水道用水供給事業の結果を活用することが可能です。そのため、川野辺老人憩いの家については、川野辺分岐の結果を活用します。
- \*5 高水温期に濃度上昇する傾向があるため、監視強化のため年8回の検査を行います。
- \*6 水道法では、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がないことが明らかである期間は検査を行わなくてもよいとされていますが、その場合であっても年1回検査を行います。

表7 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目	検査頻度 (回/年)				
		千早浄水場系		岩井谷浄水場系		川野辺受水系
		千早 浄水場出口	千早老人 憩いの家	岩井谷 浄水場出口	小吹台 連絡所	川野辺老人 憩いの家
目01	アンチモン及びその化合物	1	—	1	—	1
目02	ウラン及びその化合物	1	—	1	—	1
目03	ニッケル及びその化合物	1	2	1	2	2
目04	削除	—	—	—	—	—
目05	1,2-ジクロロエタン	1	—	1	—	1
目06	削除	—	—	—	—	—
目07	削除	—	—	—	—	—
目08	トルエン	1	—	1	—	1
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	—	1	—	1
目10	亜塩素酸 <sup>*1</sup>	—	—	—	—	—
目11	削除	—	—	—	—	—
目12	二酸化塩素 <sup>*1</sup>	—	—	—	—	—
目13	ジクロロアセトニトリル	1	2	1	2	2
目14	抱水クロラール	1	2	1	2	2
目15	農薬類	1	—	1	—	—
目16	残留塩素	12	12	12	12	12
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) <sup>*2</sup>	—	—	—	—	—
目18	マンガン及びその化合物 <sup>*2</sup>	—	—	—	—	—
目19	遊離炭酸	1	1	1	1	1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	1	—	1	—	1
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	1	—	1	—	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1
目23	臭気強度(TON)	1	1	1	1	1
目24	蒸発残留物 <sup>*2</sup>	—	—	—	—	—
目25	濁度 <sup>*2</sup>	—	—	—	—	—
目26	pH値 <sup>*2</sup>	—	—	—	—	—
目27	腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1	1	1
目28	従属栄養細菌	—	6	—	1	1
目29	1,1-ジクロロエチレン	1	—	1	—	1
目30	アルミニウム及びその化合物 <sup>*2</sup>	—	—	—	—	—

\*1 浄水処理において二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。

\*2 水質基準項目と重複した項目ですので水質基準項目の検査頻度をご覧ください。

表8 その他の項目及び検査頻度

項目	検査頻度 (回/年)						
	千早浄水場系			岩井谷浄水場系			川野辺受水系
	千早老人 憩いの家	千早 浄水場原水	千早 浄水場出口	小吹台 連絡所	岩井谷 浄水場原水	岩井谷 浄水場出口	川野辺老人 憩いの家
電気伝導率	12	—	12	12	—	12	12
浮遊物質	—	4	—	—	4	—	—
アルカリ度	1	—	1	1	—	1	1
酸度	1	—	1	1	—	1	1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	—	4	—	—	4	—	—
紫外線 (UV) 吸光度 (260nm・50mm)	8	8	8	8	8	8	—
全リン	—	4	—	—	4	—	—
アンモニア態窒素	—	12	—	—	12	—	—
全窒素	—	4	—	—	4	—	—
塩素要求量	—	4	—	—	4	—	—
総トリハロメタン (THM) 生成能	—	4	—	—	4	—	—
嫌気性芽胞菌	—	1	—	—	1	—	—
クリプトスポリジウム等 (外部委託)	—	1	—	—	1	—	—



水質検査計画 千早赤阪水道事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 南河内地域水道センター  
(板屋橋浄水場内)

電話：0721-98-5536 FAX：0721-98-4622

住所：〒583-0995 大阪府南河内郡太子町大字太子 353 番地の 1